

事務連絡
令和2年4月10日

西宮市指定生活介護事業者
西宮市指定自立訓練事業者 各位

西宮市生活支援課長
西宮市法人指導課長

新型コロナウイルス感染症への対応に係る生活介護事業所及び自立訓練事業所における
居宅等での臨時的なサービス提供の取り扱いについて

平素は、本市の障害福祉運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症については、令和2年4月10日付事務連絡「「緊急事態宣言」発令に係る障害福祉サービス事業所（通所・短期入所等）の対応について」において、居宅等で過ごすことが可能な方について利用の自粛に協力を求める等の対応をお願いしているところですが、このことに伴い在宅での臨時的なサービス提供の必要性の高まりが予想されます。

先日示された厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課の事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報、第3報）」を踏まえ、生活介護事業所及び自立訓練事業所の利用者に対する居宅等におけるサービス提供について、本市における取扱いは別紙のとおりとさせていただきます。

ご確認の上、対応をよろしく申し上げます。

【問い合わせ先】

西宮市 生活支援課
電話：0798-35-3130
西宮市 法人指導課
電話：0798-35-3423

(別紙) 新型コロナウイルス感染症への対応に係る生活介護事業所及び自立訓練事業所における居宅等での臨時的なサービス提供の取り扱いについて

1 対象サービス

生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）

2 対象者

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、在宅でのサービス利用を希望する利用者

3 居宅等におけるサービス提供の要件

厚生労働省の事務連絡において、「サービス事業所の設置地域で感染が確認されており、職員や利用者へ感染するおそれがある場合等、サービス事業所での支援を避けることがやむを得ないと市町村が判断する場合」に、「利用者の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合」には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とすることが可能とされています。

本市においては、原則として個別支援計画に基づき予定されていた当該利用者の利用日において、事業者が居宅への訪問、電話その他の方法により利用者の健康状態の確認、サービス種別に応じた相談支援を実施し、その提供日時、サービス提供内容等について記録を行った場合に、報酬請求の対象とすることとします。

こうした支援を行うことにより利用者負担が発生することについて利用者へ説明するとともに、単なる欠席連絡（その後の支援については不要と利用者の意向がある場合）については、サービス提供とはみなされないことに注意して下さい。

4 本事務連絡の適用期間

緊急事態宣言が解除されるまで

（なお、緊急事態宣言の解除後の適用については別途通知します。）

5 その他

(1) 本取扱いの対象者は、西宮市で支給決定を受けている利用者に限ります。他市町村における支給決定者については、所管の担当部局にご確認下さい。

(2) 本取扱いは、従来のサービス提供時の要件及び手続きを変更するものではなく、あくまでも新型コロナウイルス感染症対応に伴う臨時的な取扱いであることにご留意下さい。

【参考（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）】

- ①令和2年2月20日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」
- ②令和2年3月10日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）」

以上